

被災者の住まい確保支援（国土交通省における取組み）

1. 応急的な住まいの確保の支援

① 公的賃貸住宅の活用

公営住宅やUR賃貸住宅の空室を被災者に対して一時的に無償で提供（管理主体である地方公共団体、UR都市機構の判断により実施）。

② 応急仮設住宅の供給支援等

内閣府や関係団体と連携し、応急仮設住宅の円滑な供給等を支援。

- ・不動産関連団体による借上型応急仮設住宅（みなし仮設）の提供の支援（都道府県との災害協定締結、活用可能な民間賃貸住宅のリストの提供など）
- ・建設関係団体による応急仮設住宅の建設の技術的な支援。
- ・被災自治体における住宅の補修等に関する支援（建築士関係団体等による相談対応、建設関係団体への協力要請など）

2. 恒久的な住まいの確保の支援

① 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資

被災者が住宅を建設・購入又は補修をする場合、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用し、低利の融資により支援。

② 災害公営住宅の整備

災害により住宅を失った低額所得者に賃貸する災害公営住宅の整備等について、通常の公営住宅より手厚く支援。

③ 公的賃貸住宅等への入居の支援

公営住宅や地域優良賃貸住宅、セーフティネット住宅等において被災者の入居について配慮。